

主税税連

人權研究交流集会

納税者権利憲章制定に向けて

- 136
- 137
- 138
- 139
- 140
- 141
- 142
- 143
- 144
- 145
- 146
- 147**
- 148
- 149
- 150

July.15.2007 No.

No.147 JULY.15.2007

Content



人権研究交流集会の会場

会長退任挨拶 ————— 城田英昭 — P.3～4

人権研究交流集会報告 実行委員長 中西 毅 — P.4～8

全国青税担当「税務調査で納税者の権利は守られているか？」

- 税務調査の実態 — 名古屋・岐阜青税 ————— P.5
- 突然の税務調査に際して — 森山文昭弁護士 ————— P.5～6
- 納税者の権利に関する現行法 — 阿部徳幸獨協大講師 ————— P.6
- 諸外国の納税者権利憲章 — 近畿青税 ————— P.6
- 納税者権利憲章の制定に向けて — 神奈川・埼玉・千葉・東京青税 — P.6
- 交流集会参加者数／アンケート集計結果 ————— P.7～8

日税連執行部と懇談会 — P.9～10

岐阜大会へのお誘い 実行委員長 河合 敏則 — P.10～11

40周年記念大会開催にあたり 40周年委員長 高谷 真 — P.11

組織部アンケート集計結果

組織部長 高垣 希 P.12～14



岐阜・金華山と清流長良川

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>



会長退任にあたって

会 長 城 田 英 昭

岐阜大会での会長職の任期満了まであと数週間となりました。振り返るにはまだ少し早い気もしますが、通例に従い退任を迎えるにあたっての想いを述べさせていただきます。

約10年前に税理士登録より少し早く青税（神奈川県青税）に入会しました。その後登録をした訳ですが、税理士会の支部は当時年功序列の感が強く、研修会の内容も興味が沸くようなものが無かったのであまり積極的に参加しませんでした。その点青税は実力主義でやる気さえあれば色々な役職を経験する事が出来ましたし、何よりも当時の先輩方は勤勉な方が多く参加する度に勉強になったので、青税活動の方は積極的に行いました。この当時に青税の魅力は？と聞かれたら、普段の仕事では縁が薄い税理士制度や租税制度の勉強が出来る事と、神奈川県という広い範囲での税理士のネットワークが構築出来る事という答えになったと思います。

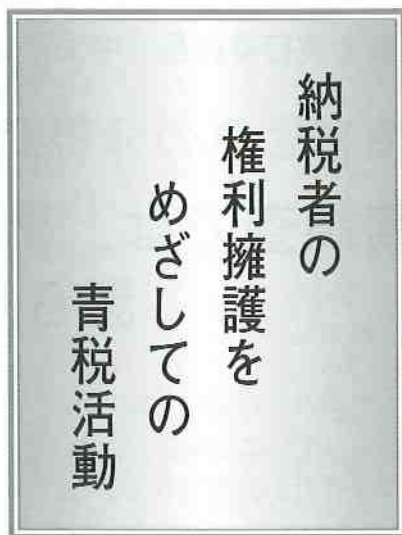
それから数年後、神奈川県青税の代表幹事を務める機会を頂きました。自らの恥をさらすようですが、私が代表幹事に就く数年前に、ある出来事がきっかけで神奈川県青税は分裂状態となり、会自体の存続も危ぶまれ、まともな人事も組めない状態でした。そんな中での代表幹事就任となったので、当然組織を建て直す事を第一と考えましたが、建て

直すだけでは後が続かないと思い、平行して組織の拡充にも力を入れました。組織を拡充するためには、まずは青税会員でない税理士に青税の魅力を知って頂く事です。新入会員の頃は自分自身が青税の魅力を感じればよかったです。代表幹事ともなれば他の人に青税の魅力を

決めてしまうとその後の議論が続かないのではという思いと、審議の多数決において会長が最終決定権者になるべきとの思いからでした。結果はあまり良い方向には行かなかったようで、結局途中から議長は副会長にお願いする事になりました。

次に、副会長に担当制を導入した事です。会長と部長の間に副会長が入る事により、潤滑油にもなり、また、部長にとってもよきアドバイザーとなり、結果的に成功と言えたのではないのでしょうか。そして、初めてではありませんが、常務理事会を復活させた事です。もちろん議長を務める副会長にも参画して頂き、理事会が有意義な議論の場となるようポイントの整理を中心に行いました。これも結果的に成功と言えるでしょう。

次に本年度の活動についてですが、「納税者の権利擁護」をめざす活動を中心に行いました。もちろん毎年トピックスはありますが、やはり納税者の権利を尊重し、そのためのより良い租税制度、より良い税理士制度の確立をめざして活動を行う事は、全青にとって不変のテーマであるべきだと考えます。そして、本年度はさらに意見書・要望書等を提出するだけに留まらず、各方面への働きかけも行いました。その中で特に有効であると感じた事は青法協主宰の人権研究交流集会での納税者権利憲章



伝えなければなりません。ではその当時青税の魅力は？と聞かれたら、税理士会という体制に対して在野精神の立場を貫ける事と答えたでしょう。

そして、本年度全国青年税理士連盟の会長を仰せつかる事となりました。ここで紙面を割かせて頂き、本年度の全青活動について触れておきます。

本年度は運営面において色々新しい試みをさせて頂きました。まず、会長が議長を務めるという事です。これは、会長の発言というものに重きを置き、会長が発言をする事で方向性を

分科会を担当した事と、民主党の税制調査会のメンバーと意見交換を行った事です。それぞれ弁護士・国会議員の方に全青の活動を知って頂いた機会となりました。

今年一年は全国青年税理士連盟の会長として、様々な経験をさせて頂きました。そして、新たな気持ちを抱くことが出来ました。全国青年税理士連盟の会長は自分自身の経験のためや、

自分自身の向上のためにあるものではありません。税理士界全体そして納税者のために何をすべきかを考え行動する事が出来るのが会長です。大げさに聞こえるかも知れませんが、日税連との懇談会に於いても我々に対する期待感がひしひしと伝わってきました。任意団体である青税だからこそ、我々にしか出来ない議論は多々あります。今後は、会長職を担った責任を胸に

秘め、会長職を担った本年度をスタートとして、納税者の権利擁護をめざし、一税理士として活動をしていきたいと思いをします。

今青税の魅力は？と聞かれたら税理士会と共に国に対し、健全な在野精神の立場を貫き納税者の権利擁護をめざせる事と答えます。

ご協力を頂きました会員の皆様一年間ありがとうございました。

人権研究交流集会報告

交流集会実行委員長 中西 毅

〔青法協主催〕 納税者権利憲章の分科会は全国青税が担当

分科会タイトル 「**税務調査では、納税者の権利は護られているのか？**」

1. 何それ？

～人権研究交流集会とは～

人権研究交流集会とは、青年法律家協会弁護士学者合同部会（以下「青法協」という。）が、2～3年に一度開催している様々な人権問題に関する研究交流会で、今回が13回目になります。全国青税で例えるなら秋季シンポジウムのようなものです。ただ参加者は、青法協の会員に限定せず、会員でない弁護士、司法修習生、大学、各種団体等にも声をかけ、過去の例から行くと毎回延べ500人以上の人が参加しています。また、分科会と全体会が別の日に設定さ

れており、今回は平成19年3月24日（土）に分科会、25日（日）に全体会が開催されました。

2. なんで全青税が？

～参加の経緯～

全国三青会を通じ、青法協から納税者権利憲章をテーマとして分科会の一つを全国青税にやってもらえないかと声がかかったのがきっかけです（ちなみに第11回・第12回には、全国青年司法書士協議会が分科会を担当しています。）。それを受けて「納税者権利憲章の制定は青税の願いであり、それに向けての活動は今年度の事業計画の最重要課題である。だからそれを他

団体及び一般市民に広げる良い機会であるためぜひやりたい」という城田会長の希望により9月に理事会の決議を経て参加が決まったのでした。

3. なんで私が？

～実行委員長の就任～

9月の理事会後の懇親会で城田会長がニヤニヤしながら私のところに近寄ってきました。実行委員長を誰にしたらいいのかとの相談かと思っていたら、なんと就任依頼でした。元会長（一応2004年度の会長です。）にまだ働かせるのかとも思いましたが、人権研究交流集会が名古屋の弁護士を中心に開催さ

れるため会議が名古屋で行われること、場所が名古屋国際会議場（私が実行委員長として2003年に秋季シンポジウムを開催した場所）で行われること、テーマが納税者権利憲章（2003年の秋季シンポジウムのテーマが納税者の権利であった）であること等を勧案すると貴方しかいないと口説かれ、渋々承諾したのでした。



オープニング

4. たった4ヶ月で どうやって！

～準備～

実行委員長の就任が理事会で承認されたのが10月、残り約半年、といっても個人の確定申告という繁忙期をはさんでいるため、残り約4か月でどれだけまとめられるのかという不安でいっぱいでのスタートでした。日程や交通費等の問題があり、何度も委員全員に集まってもらうことができないため、代表者だけで方向性を固め、あとはブロックごとに分れ、それぞれ進めて行き、全体で集まるのは当日のほか、名古屋ミーティングでの打ち合わせ、確定申告明けのリハーサルの二回だけというスケジュールで行いました。

一方、当然のことながら私は青法協の実行委員会に出席していました。実行委員会は、最初のころは月1回のペースでしたが、間近（当然その時期は確定申告の真只中）になると回数も増え、その時期にやっと細かい内容が決まり、やれ備品リストを作ってほしいとか、原稿を書いてほしいとか、泣きそうな思いでした。

5. とうとう本番！

～集会当日～

当日はあいにくの雨で全体的に参加者が少なかったのですが、我が納税者権利憲章分科会には56人（内32人は税理士）という参加者があり、人数的には他の分科会と比較しても盛況な方でした。

発表の内容は次のとおりです。

第1部 税務調査の実態

名古屋・岐阜青税担当 40分

税務調査に関する基礎知識を確認するとともに、荒川民商事件（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷）を寸劇により再現し、この事件の判決の問題点について

て解説を行いました。この判決は、税務職員に税務調査における裁量を認めた先例となる判例であり、その後の同様の事件においてもこの判決が引用されているため、分科会全体のプロローグとして、税務調査における問題点がどこにあるかを指摘しました。

第2部 そのとき、 あなたならどうする…？ 突然の税務調査に際して 30分

森山文昭弁護士（愛知大学法科大学院教授）をお招きし、弁護士の立場からの税務調査への対応についての講義をしていただきました。荒川民商事件に限らず、数々の判例等の解説により、その判例等を読みこなすことによって、逆にそれを有利に



荒川事件



森山先生

活用して税務調査に臨むといった、弁護士ならではの発想を紹介していただき、我々税理士にとっても大変興味深い内容でした。

第3部 納税者の権利に 関係する現行法上の 規定 60分



阿部先生

阿部徳幸副会長（獨協大学講師）に講義をしていただいた。税務調査における手続規定が存在しない現状は、日本国憲法第30条、84条のいう「租税法律主義」の視点から、立法不作為として憲法違反の疑いがあること、OECD加盟国では、納税者権利憲章の制定は当然であること等の指摘をいただいた。また、わが国においても経済界を中心に、税務調査手続規定の整備及び納税者権利憲章の制定が求められているにもかかわらず、政府は一貫して現行の法体系において納税者の権利は守られているため、制定は必要ないと主張していること、そして、これに対するツールとして国税庁の「税務運営方針」があることを紹介されました。



パネルディスカッション形式で
諸外国の「権利憲章」

第4部 諸外国の 納税者権利憲章 近畿青税担当 50分

パネルディスカッション形式により、諸外国、特にOECD加盟国の納税者権利憲章の制定状況の紹介、それらの背景には、税負担と行政責任の増加により、納税者と行政との従前の対立関係から、信頼関係への転換があることの説明、特に隣国である韓国を例にあげ、日本との比較、また、韓国が納税者権利憲章を制定した背景における問題点の指摘等の発表を行いました。

第5部 納税者権利憲章 制定に向けての活動と あるべき姿について

神奈川・埼玉・千葉・
東京青税担当 50分

座談会形式により、全国青年税理士連盟が昭和42年設立以来、常に納税者の権利擁護を基本理念として活動している旨の説明、特に1990年以降の活動内容（海外視察・意見書・リーフレット）について紹介、発表者の実務上の経験を例に出しながら、全国青年税理士連盟が目指す国税通則法改正案及び納税者権利憲章創設案について発表を行いました。



座談会形式で「権利憲章……あるべき姿」

6. やっと終わった！

～人権研究交流集会
を終えて～

発表全体の講評は、私の口からは言いにくいので、末尾のアンケートの集計をご覧いただきたい。ただ、よく約4か月という短期間にここまでまとめることができたなという満足感の残るものであった。さすが全青という感じです。城田会長の言われる「人権研究交流集会を通じ、弁護士・一般の皆さんへ我々の活動を広めたい」という目的をある程度果たせたのではないかと考えています。

個人的にも、会長を終え、あとは会長等推薦審議委員長を迎えるまで、のんびり青税を楽し



会場風景

もうと思っていたところにこの大役を任され、困惑していましたが、終わってみると秋季シンポジウムの実行委員長や会長を終えた時と同じくらいの充実

感を感じることができ、引き受けたことを今は後悔していません。ただし、これを本当に最後のご奉公としたいと思っておりますが…。

交流集会参加者数

3月24日 分科会	タイトル	参加者数
平和分科会	米軍再編の動きと自衛隊の実像	40
納税者権利憲章分科会	税務調査では、納税者の人権は護られているのか？	56
生活保護分科会	21世紀の朝日訴訟 ～ナショナルミニマムを守る～	25
中国残留孤児問題分科会	全国15地裁の大型国賠訴訟がヤマ場に	66
トヨタ分科会	トヨタ躍進の秘密と歪み ～トヨタ生産方式と労務管理の実態と本質に迫る～	70
刑事司法分科会	新しい刑事裁判制度を考える ～犯罪被害者の刑事手続き参加～	20
人身売買分科会	人身取引（人身売買）をなくすために ～受け入れ大国日本の課題～	24
裁判必勝法分科会	すべての事件に役立つ、スペシャリスト、裁判官に聞く裁判必勝法とは	61
戦後補償分科会	今、急がれる戦後補償問題！ ～中国人強制連行・強制労働被害の解決のために～	22
合 計		384

3月25日 全体会	平和に生きる、地球に生きる ～国際化する人権に法律家はどう取り組むか～	200
-----------	--	-----

交流集会アンケート集計結果

分科会全体参加人数 384人

納税者権利憲章分科会参加人数 56人

＜職業別＞	税理士	32人
	弁護士	12人
	修習生	2人
	学生	3人
	その他	7人

アンケート提出人数 19人

＜職業別＞	税理士	9人
	弁護士	4人
	その他	6人

①今日のイベントをどこでしましたか？

1) チラシ	1人
2) Web	0人
3) メール	0人
4) 週刊金曜日	0人
5) 知人の誘い	6人
6) 新聞	0人
7) その他	・全国三青会 3人
	・全青 7人
	・弁護士 2人
合計	19人

②分科会はどうでしたか？

1) よかった	17人
2) 普通	0人
3) つまらなかった	0人
無回答	2人
合計	19人

＜コメント＞

- ・ どのパートも、しっかり準備された、練られた内容になっていた。税理士さんたちが、日頃よく勉強されていることが理解できた。又、現場に近い立場にあることもよく伝わった。わかり易くつたえるための工夫がされており、本当にすばらしかったです。
- ・ 税理士制度が、世界で限られた国しかないことを初めて知りました。税の分野での弁護士として、皆様のご活躍に期待します。
- ・ おおまかな内容はもともとわかっていたつもり

でしたが、詳しくうかがうのは初めてのことで、勉強になりました。

- ・ 出演者なので評価することが難しい。出演することによって勉強ができました。

③一番印象に残ったことはなんでしたか？

(複数回答あり)

1) 講演	12人
2) ビデオ・映像	0人
3) パネルディスカッション	6人
4) 劇	2人
5) その他	0人
無回答	2人
合計	22人

＜コメント＞

- ・ セリフの再現がリアルで、荒川民商事件の事案の概要がよくわかった。
- ・ 韓国の制度との比較はわかりやすかったと思います。
- ・ みな素晴らしかった。

④全体を通して何かありましたらご自由にお書き下さい。

- ・ 各パートの形式も違って、飽きさせない構成になっていたと思います。お忙しい時間にも拘わらず、ここまで準備をしていただき、本当にありがとうございました。
- ・ 会場がきれいだが、わかりにくい。
- ・ 初めて参加してとても勉強になりました。また、機会がありましたら聞きたいと思っています。
- ・ 最初に初歩的な知識の説明をしてくれたので、全体を理解しやすかった。
- ・ 討論の時間があるとなおよかったように思います。内容ももりだくさんで、大変勉強になりましたが。
- ・ 一つのテーマを多角的に検証していたので、説得力がありよかった。
- ・ 全国青年税理士の皆さんの今後の活動に大いに期待します。
- ・ 大変な準備ご苦労さまでした。
- ・ 早く権利憲章の制定を実現すべく運動を進める必要があると思います。
- ・ お疲れさまでした。

日税連執行部との懇談会

平成19年2月5日／日税連会館



全国青税側



日税連側

去る平成19年2月5日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」という）執行部との懇談会が開催された。日税連からは森金次郎会長、宮口定雄専務理事、小林健彦専務理事、山崎由雄専務理事、岩波一専務理事の5名が出席された。全青からは、城田会長を始めとして13名が出席した。

最初に森日税連会長と城田会長よりあいさつがあり、国税退職職員税理士への顧問先あっせんについて、及び規制改革の潮流への対応について、を主なテーマに、全青からの質問に日税連が回答する形式で意見交換が行われた。以下はその回答の要旨である。

1. 国税退職職員税理士への顧問先あっせんについて

○古くから国会でも議論されてきているが、財務大臣は天下りの認識はない。あくまでも

民法上の契約であり、民間側が断ることもできるものである。それを国税庁がその契約をやめなさい、とは言えない。

○税理士会にあっせん窓口を一本化すべきではない。あくまで納税者が税理士を選ぶものであり、誰と契約をするかは納税者の自由である。

○納税者には正しい税理士制度をPRしていくことが大事だ。

2. 規制改革の潮流への対応について

(1) 資格者の質的向上施策について

○現在、研修は努力義務規定となっている。今後の方向として研修の義務化はしたいが、その必要性についてもっと議論が必要である。

○税理士証票の更新制度については、ICカード化を検討しているところだが、研修の義務化と絡む問題であり、今後も検討を続ける。

(2) 懲戒処分・紛議調停等について

○税理士会の行う処分は、会則、規則に規定されており明確化されている。

○税理士会が自治権を持つことには、賛成であるが税理士会がそこまで成熟しているとは言えない。まだ時期が早いと考える。

(3) 強制入会制度について

○規制改革・民間開放推進会議において税理士の強制入会制度の見直しが議論されているが、日税連としては今後も税理士会への強制入会制度は堅持していく方向である。

○強制入会の問題については、ぜひ青税でも議論をしてもらいたい。

(4) 資格制度について

○公認会計士や弁護士に税理士資格を認める税理士法第3条1項第3号および4号の規定の問題については、従来から



城田全青税会長

そうだったからということではなく、時代は変わってきているので改めて議論をすべきと考える。相手側からの反論もあるが反論は反論として、我々が何をすべきかが大事である。

- 法科大学院修了者の司法試験合格率が低いことに関し、合格しなかった人に対して特別な恩恵を与えるようなことがあってはならない、という意見を出している。今後もこの問題に注意し、間違った方向にいかないように努める。
- 税務官公署職員指定研修の透明性に関しては、今後研修の



森日税連会長

内容を公表するとは聞いているが、時期は聞いていない。23年間の実務経験は認めるが、試験内容を含めて公表を求めていくつもりである。

(5) アウトソーシング・税務支援・電子申告について

- 官が行う公共サービスをアウトソーシングすることは国策である。しかし、税理士の業務は一般競争入札にはなじまないと考える。税理士業務と非税理士業務との区分を明確にし、アウトソーシングの問題について国税庁との協議を重ねる。

○電子申告を推進するのは国税の施策の下請けをしているということではない。行政コストの削減となるから政府のIT戦略に乗ったものであり、電子申告を推進していかないと日本は国際競争には勝てないと思える。

3. その他

- 税理士は、世間からは官と見られる傾向にある。我々が業務を通じて納税者に対し、税理士というものをPRしていかなくてはならない。メディアを使ったPRという方法もあるが限られた予算の中では現実的ではない。地道にPRをしていくべきと考える。
- 青税側も日税連に意見するだけでなく、税理士会の会務に積極的に参加し、いずれは日税連に出てきて実際に会務執行をして欲しい。

(広報部)

第40回 全国青税総会 岐阜大会

岐阜大会実行委員長

河合敏則



8月5日(日) 長良川で逢いましょう!

～日本のまん真ん中がええよ～

いよいよ2007年度全国青年税理士連盟の全国大会(岐阜大会)がやってまいりました。全国青税の皆様申し込みはお済みでしょうか? まだの方は早速申し込みしましょう。

今年は9年ぶりに鶺鴒で有名な清流長良川の岐阜の地におい

て全国大会が開催されることとなります。前日には毎年約40万人(岐阜市の人口とほぼ同じ)の観光客が集まる岐阜新聞主催の長良川大花火大会が開催され、岐阜の地も一段と華やかになります。大変混雑いたしますが、前夜祭を韓国税務士考試会

の皆様とともに開催します。大会の開催を岐阜の地において、花火を見ながらカウントダウンするのもいかがですか?

本年度の総会は、40周年という節目の年の開催であります。諸先輩方が築き上げてくださった全青税。創業当時の先生方の

ご努力により現在の税理士制度があります。次世代によりよい税理士制度を残すためにも、皆様の熱い思いをこの岐阜の総会において語っていただきたいと思ひます。

続いて記念講演は、現在日本で最も活躍する気鋭のエコノミストの島田晴雄先生。労働経済学が専門ですが、経済政策、日本経済、国際経営など幅広い分野で活躍され、新聞、テレビなどでも活発な言論活動を行っています。今回の公演は、私達青年税理士には、見逃せないものとなるでしょう。

懇親会は、都ホテルにて盛大に開催致します。いろいろな企画・イベントを考えております。



総会会場となる長良川河畔のホテル

お酒も入り皆様の弾けた姿は、きっと心に残る楽しい思い出になることと思ひます。

岐阜青税は、正会員約50名、準会員約50名で、岐阜市及びその周辺地区で組織されております。小さな単位青税ですが、結

束力と不屈のパワーで今回の全国大会に挑んでおります。『～日本のまん真ん中がええよ～』が合言葉で、皆様と岐阜の地でお会いすることを実行委員会一同楽しみにお待ちしております。

全国青税40周年記念大会（岐阜大会） の開催にあたり

全国青税40周年記念実行委員長 高谷 真



全国青年税理士連盟が昭和42年10月に発足して、40年が経ちました。

40年前といえば、私は幼稚園通いの5歳のころでした。また、現在、理事会の構成メンバーの過半数は、この世に生まれていなかったものと思ひます。

青税は、各支部組織からスタートし、全国組織になったと聞いております。当時の連絡手段、交通手段も今とは違い多くの制約があったものと思ひますが、青税を全国組織へと発展されたことは、諸先輩方の並々ならぬご尽力があったものと思ひ

れます。

真の税理士制度を考え、より良い制度にするためには、全国の税理士の英知を結集しなければならぬとの当時の熱い思いが感ぜられます。

現在も一年交代の執行部でもって、その時々の問題にむけ、真摯な活動は続いております。諸先輩会員に対しましてこの紙面をお借りし、感謝申し上げますとともに厚く御礼申し上げます。

通信手段の発達、車社会、飽食の一面を捉えれば、国家の成熟期とも思ひますが、昨今の年

金制度の体たらく然り、諸制度が疲弊しております。

税理士に対する社会からの期待は、多様化されており、時代時代にあった税理士制度を見つめ、改革する勇気と熱意を私達は常に肝に銘じなければと思ひます。

さて、10年ごとの節目の年です。全国青税の皆様、旧友とともに現役当時を振り返り、又、これからを考える起点となる全国青税40周年記念大会へ、是非とも多数ご参加いただきたく、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

全国青税「組織部アンケート」 集計結果報告

組織部長 高垣 希

全国青年税理士連盟組織部の行ったアンケートへのご協力ありがとうございました。

このアンケートにお答えいただいた会員の数は62名でした。全国青年税理士連盟の会員数からすればこれは少なすぎるかもしれません。しかし、その意見は活動に関心を持っていただけた会員の声として、非常に参考に値するものだと思います。

全国青年税理士連盟は、東京青年税理士連盟・近畿青年税理士連盟・名古屋青年税理士連盟・神奈川青年税理士クラブ・埼玉青年税理士連盟・千葉青年税理士連盟・岐阜青年税理士連盟・仙台青年税理士クラブ・熊

本青年税理士連盟 以上9単位会と個人会員からなる全国組織です。

全ての会員が一堂に会する機会も、おのおの年1回の総会および秋季シンポジウムとなり、日ごろの活動状況を、全ての会員が知ることもなかなか難しくなっています。

このような状況で、全青の組織拡充を目指すなら、より魅力ある活動を行える組織であり続けることが必要ではないでしょうか。そのために、いま会員が何を全青に求めているかを確認するのがこのアンケートの目的でした。アンケートの結果からは、税制・税理士制度に対して

真摯な態度で臨む会員の姿が浮かんできました。

全青の組織力を生かした、税制・税理士制度に対する地道な取り組みこそが、会員の多くに求められている活動の本質のようです。

税理士制度の大きな変革の予兆を感じさせる今こそ、全青の実力の見せ所でしょう。

会員の求めに応じた活発な活動が、会員のためにも組織の拡充のためにも必要とされています。このアンケート結果を今後の全青活動の参考にしていただけたらと思います。

平成19年度 組織部アンケート結果

質問事項	回答	回答数
Q1. 全青の全国大会または秋季シンポジウムに参加した事がありますか	A. 参加したことがある	47
	B. 参加したことがない	15
Q2. Bの参加したことがない理由について	A. 時間的余裕がなかった	8
	B. 金銭的余裕がなかった	2
	C. 興味がなかった	4
	D. その他	4
Q3. あなたは全青にどのような活動を望みますか (複数回答可)	A. 国内および諸外国の税制および税理士法その他これらに関連する研究・研修活動	41
	B. 全国各地の税理士との親睦および会員間の厚生活動	14
	C. 各種意見書の作成および提出、それに伴う国会陳情等の活動	32
	D. 公益的活動	3
	E. その他	4

Q 4. 現在の全青の活動について、以下の例示のうち全青の活動として、ふさわしい事業に丸をつけてください (複数回答可)	A. 税制改正意見書の作成および各種関連団体等に対する意見表明	56
	B. 税理士法改正に関する意見書の作成および各種関連団体等に対する意見表明	48
	C. 各種公益的業務 (災害支援・税理士過疎地支援・租税教育)	20
	D. 秋季シンポジウムおよび各種研究	36
	E. 各单位青税間の情報交換および交流	33
	F. 税制改正・税理士法改正等に関しての国会陳情	37
	G. 日本税理士会連合会の理事と各单位青税に対するその情報の提供	29
	H. 税理士制度を有する諸外国との交流と情報収集及び各单位青税に対するその情報の提供	18
Q 5. 上記Q 4の例示AからHのうち特に重要と思われる項目を 3つ挙げてください	A	43
	B	40
	C	10
	D	20
	E	17
	F	18
	G	12
	H	6

**Q 6. 今後の全青活動に望むもの
活動内容について**

- ・もっともっと おもしろくて ためになって アッ ということをやってほしい!
- ・税理士の社会的地位の向上のため資格制度の改正に向け真っ直ぐな意見具申をし続けること
もって税理士法改正の実現につなげること
- ・地道な組織活動
- ・崩壊しつつある税理士制度を現代的な視点に立って再設計すること
崩壊とは徴税の「合理化」の一翼として税制が改変されつつあることを指す
- ・全青としては、やはり公益的な業務と国内外の税制に関する研究、研修活動をひきつづき望みます
- ・税制改正の是非
- ・理不尽な税法改正を許さないような体制
- ・租税訴訟補佐人制度が開始されたことにも見ら

れるように、税務訴訟は今後増えるであろうし、又、現行法を改善していくためにも増えなくてはならないと思う。そのため、税務訴訟への支援を強化してはどうだろうか

- ・政治力をつけること
- ・現在の全青は、活動として各税理士会の支部と異なり、税理士一人一人への配慮がなさず退会者が多いのが現状です。もう少し、誰にでも長く会員としていられるような活動にしていって下さい、例えば、海外の税制について勉強するなど
- ・日税連とのパイプ及び日税連へ意見を言う。日税連を動かすこと
- ・Q 5のA B Gのような件に関する活動
- ・税理士、税理士事務所としての最低限の品質を確保するため、業界標準の作成(業務、意識、行動等)「税理士コンプライアンス憲章」の作成

- ・将来の税理士制度を見据えた上で、国会及び日税連への圧力を加えてほしい
- ・政治的活動を行う必要あり
- ・会員の拡大
- ・実質的な情報交換
- ・研究、意見書の作成と厚生に絞って活動すれば意味があるのではないのでしょうか。活動もなんでもかんでもでは、疲れて限界があるのでは…
- ・資産税の勉強会
- ・税理士制度の堅持
- ・各单位青税の代表として、税理士、納税者のためになる活動をしてほしい
- ・全国の青税組織を充実させ、会員の拡大を図り、かつ都道府県に単位青税の組織を構築することが大切
- ・①最近2、3年の税制改正をみていると、かなり強引な改正が行われています。そのため、このような強引な税制改正には断固反対していく姿勢を示す
- ・②全国青年といっても、東京圏、名古屋圏、大阪圏の都市部が中心であるため、地方都市においても全青として、PR活動が必要である
- ・物言う税理士集団
- ・シンポジウムや研究活動の活性化。
- ・租税訴訟の推進
- ・国税庁のもつ情報公開
- ・納税者の権利の確立に関する活動
- ・初心を忘れずに頑張ってください
- ・単位会の状況等からいって、中央集権的な全青の在り方は不可能だと思われます。しかし、どうも最近の全青の方向をみていると“甘い”と実感しているのですが……

秋季シンポジウムについて

- ・遠方での開催が多く、参加費用も高い。また、開催の意義がよくわからない
- ・シンポ等の活動に参加しない理由は年齢72歳、もはや青年税理士とは言いがたいので

税理士制度について

- ・税理士制度（OB問題→一般試験） 参考・・ 弁護士会
- ・対外広報（国民へ）今だに経理士、会計士、税理士、計理士入り乱れている
- ・看板（税理士事務所と会計事務所）

2007 全青税秋季シンポジウムのお知らせ

統一テーマ「会社法と税務」

日時：2007年11月11日（日）

場所：京王プラザホテル（JR新宿駅西口下車、徒歩5分）

総務部からお知らせ

前年度まで理事会の議事録が掲載された「ぜんせいだより」は印刷物として作成・配布をしておりましたが、今年度は作成をしておりません。理事会議事録は全国青年税理士連盟ホームページに掲載しておりますので、こちらをご覧くださいませようをお願いいたします。

このお知らせが遅れました事をお詫び申し上げます。

あとかき

広報部長に就任してから、はや1年。広報誌第147号の編集を無事終えて、ほっとしています。

編集なら簡単かなと、広報部長を引き受けましたが、実際に紙面に作り上げるのは思いのほか、たいへんな作業でした。本年度は全青ホームページの更新も担当となり、無精な性格が災いして更新が進まず、皆様にはたいへんご迷惑をお掛けいたしましたこと、この場を借りてお詫び申し上げます。

次号からは、新広報部長の編集となります。私も一会員として広報誌を楽しく読ませていただきます。

この一年間、原稿をお寄せいただいた皆様、紙面をお読みいただいた皆様、本当にありがとうございました。

(Y.S)